

# 三朝町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 12 月 8 日  
三朝町農業委員会

## 1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました（法第 6 条第 2 項）。

本町では、第 2 種兼業農家の割合が約 8 割を超える状況にあること、また後継者不足に伴う離農農家の増加から、遊休農地の発生が懸念されている状況にあります。このため、これらの発生防止・解消に努めていく一方、町内の営農の基本は稲作であることを鑑み、担い手への農地利用の集積・集約化について、農地中間管理事業を活用しながら積極的に取り組んでいくことが重要です。

このような背景のもと、町内の特産米の生産をさらに普及・拡大することを念頭に、「元気な農業&地域を創る」ことを理念とし、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域の活動を通して農地利用の最適化を能動的に推進する指針として具体的な目標と推進の手法について定めるものです。

## 2. 具体的な目標と推進方法

### (1) 遊休農地の発生防止と解消

#### ① 遊休農地の解消目標

区 分	農地面積 ①	遊休農地面積 ②	割合 ②/①
現 状 (平成 29 年 3 月)	999ha	12.4ha	1.2%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	900ha	10.0ha	1.1%
目 標 (3 年後) (平成 35 年 3 月)	800ha	8.0ha	1.0%

#### ② 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ○ 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員と推進委員の地区担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法 第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・

農村振興局長連名通知) に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

○ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化

① 担い手への農地利用集積目標

区 分	農地面積 ①	集積面積 ②	集積率 ②/①
現 状 (平成 29 年 3 月)	999ha	164. 1ha	16. 4%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	900ha	200. 0ha	22. 2%
目 標 (3 年後) (平成 35 年 3 月)	800ha	250. 0ha	31. 2%

※「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、潜在的担い手へ農地を集約することにより、農地利用集積率は 30%を目標としている。

② 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

○ 「人・農地プラン」の作成・見直し

地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

○ 農地中間管理機構等との連携

町農林課、農地中間管理機構、J A鳥取中央と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等につ

いてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

○ 農地の利用調整と利用権設定

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

○ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て鳥取県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 新規参入の促進について

① 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 3 月）	2 人 （ 1.2 ha）	1 法人 （ 5.4 ha）
3 年後の目標 （平成 32 年 3 月）	3 人 （ 2.0 ha）	2 法人 （ 7.0 ha）
目 標（3 年後） （平成 35 年 3 月）	4 人 （ 3.0 ha）	3 法人 （ 10.0 ha）

※新規参入者数（個人・法人）（新規参入者取得面積）については、単年度新規参入の目標年度までの累計

② 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

○ 関係機関との連携

鳥取県、一般社団法人鳥取県農業会議、鳥取県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

○ 新規就農支援セミナー等への参加

町農林課、JA鳥取中央と連携し、県が主催する新規就農支援セミナー

等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

○ 企業参入の推進

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

○ 農業委員会のフォローアップ活動

高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。